

パブリックコメント

第 2 次真岡市環境基本計画(案)

平成 27 年 8 月
真岡市

目 次

第1章 計画の背景と目的	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	4
3 計画の期間	4
4 計画の対象地域	4
5 計画の位置付け	4
6 計画の主体と役割	4
第2章 真岡市の環境の現状と課題	6
1 真岡市の概要	7
2 自然環境の概要	13
3 環境に対する市民の意識	15
4 環境の主な課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 望ましい環境像	27
2 基本目標	27
3 環境配慮指針	27
4 施策の体系	28
第4章 施策の展開	31
1 循環型社会と地球温暖化防止に取り組むまち	32
2 自然や文化にふれあえるまち	43
3 健全な生活環境の中で暮らせるまち	55
4 みんなで考え行動するまち	71
第5章 計画の推進	79
1 推進体制	80
2 進行管理	81

資料編

第 1 章 計画の背景と目的

1 計画策定の背景

本市は、平成 14 年 6 月に「真岡市環境基本条例^{※1}基本理念」を制定し、環境保全について、市、事業者、市民（滞在者を含む）の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めました。そして、平成 16 年 12 月に「環境都市宣言^{※2}」を行い、平成 17 年 2 月には環境基本条例に掲げられた基本理念の実現に向けて「真岡市環境基本計画」を策定し、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境都市づくりを進めてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化をはじめ、エネルギー消費の増大、循環型社会の形成、森林や農地の保全、生物多様性の保全など、解決していかなければならない多くの課題を抱えています。

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故により広範囲で放射能汚染を引き起こしました。そして、相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの暮らしとエネルギーを取り巻く状況は、大きく変化しました。

また、昨年には、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書が公表され、20 世紀半ばからの地球温暖化の要因は、人間の活動によることが極めて高く、今後、温暖化の緩和策を講じなかった場合には、今世紀末の地球の平均気温は、最近 20 年間に比べ最大で 4.8℃上昇すると報告しています。

このような中、本市の環境基本計画の計画期間が平成 27 年度をもって終了することから、本市の環境施策をより一層効果的に推進していくため、「第 2 次真岡市環境基本計画」の策定を行うものです。

※1 真岡市環境基本条例に定める基本理念

- 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 地球環境の保全は、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

※2 環境都市宣言

私たちの真岡市は、八溝の山並みや、鬼怒川、五行川、小貝川などの清流にはぐくまれ、緑豊かな自然の恵みのもと、先人のたゆまぬ努力と郷土愛により、農業・工業・商業の調和がとれたまちとして発展を遂げています。

私たちは、この豊かな自然を守り育て、快適な生活環境を次の世代へ引き継ぐため、ここに真岡市は市民・事業者・行政が一体となって取り組む「環境都市」であることを宣言する。

- 1 私たちは、一人一人の自覚と自主性で環境を守ります。
- 1 私たちは、身近な行動から地球環境の保全に貢献します。
- 1 私たちは、豊かな水と緑を未来へ残します。

平成 16 年 12 月 14 日制定

2 計画の目的

本計画は、真岡市環境基本条例に掲げられた基本理念の実現に向けて、本市の環境の保全に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するための基本となる目標や施策の方針を示すものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度を目標年次とする 10 年間とします。なお、本計画は、概ね 5 年を経過した時点で見直しを行います。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
第 2 次真岡市 環境基本計画 の期間	計画 開始				中間 見直し					目標 年次

4 計画の対象地域

計画の対象地域は、真岡市全域としますが、環境の保全には、近隣市町や栃木県をはじめ、流域や文化圏・経済圏、地球規模まで考えていく必要があり、必要に応じて広域的な調整を図るものとします。

5 計画の位置付け

本計画は、市の計画や施策、事業を環境の面から横断的にとらえた総合的な計画として、「市勢発展長期計画」に示されている将来像を、環境面から効果的に推進するための目標や施策の方針を示します。

また、「真岡市都市計画マスタープラン」などの他分野における基本計画に対しても、環境面から連携を図っていくものとし、市の施策は、本計画の基本的な方向に沿って実施していきます。

6 計画の主体と役割

本計画を着実に推進するためには、市民（滞在者を含み、以下「市民」という。）、事業者、行政の協働により進めていく必要があります。そのためにはそれぞれの

主体の役割を明確にし、それぞれがその役割を果たすことが重要です。以下に各主体の役割を示します。

(1) 市民の役割

日常生活において環境保全に取り組むとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、地域などの環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷の低減や自然環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力することが求められます。

(3) 行政の役割

環境の保全に関して本市の自然的・社会的条件に合った施策を策定し、市民、事業者との協働を図りながら実施していきます。また、市内の一事業者としても、事務事業に伴う環境への負荷の低減が求められます。